

令和8年（フ）第152号

三重県四日市市ときわ一丁目2番40号
債務者 北勢生コンクリート協同組合
代表者清算人 筒井 克昭
1 決定年月日時 令和8年7月14日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加藤 拓也
4 破産債権の届出期間 令和8年9月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月9日午前10時30分

津地方裁判所四日市支部破産係

令和8年（フ）第410号

岡山県倉敷市菰池一丁目11番8ー7号
債務者 株式会社フウワミックス
代表者代表取締役 安東 良将
1 決定年月日時 令和8年7月13日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 島村 和昌
4 破産債権の届出期間 令和8年9月11日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月14日午前10時50分

岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第32号

栃木県大田原市堀之内625番地24
債務者 株式会社那須里山舎
代表者代表取締役 白崎 一裕
1 決定年月日時 令和8年7月10日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 戸野 俊介
4 破産債権の届出期間 令和8年9月18日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月8日午前11時

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和8年（フ）第33号

栃木県大田原市堀之内625番地65
債務者 株式会社共に生きるために
代表者代表清算人 白崎 一裕
1 決定年月日時 令和8年7月10日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 戸野 俊介
4 破産債権の届出期間 令和8年9月18日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月8日午前11時

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和8年（フ）第125号

宮崎県延岡市上伊形町180番地51
債務者 株式会社トレードレーベル
代表者代表取締役 橋口 博美
1 決定年月日時 令和8年7月14日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 五嶋 俊信
4 破産債権の届出期間 令和8年8月18日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月7日午後1時30分
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当

をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

宮崎地方裁判所延岡支部

令和8年（フ）第127号

宮崎県延岡市上伊形町180番地49
債務者 有限会社一山木材
代表者取締役 橋口 博美
1 決定年月日時 令和8年7月14日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 五嶋 俊信
4 破産債権の届出期間 令和8年8月18日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月7日午後1時30分
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当

をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

宮崎地方裁判所延岡支部

令和8年（フ）第307号

新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲1350番地200
債務者 有限会社材木館木屋
代表者代表取締役 小菅 輝夫
1 決定年月日時 令和8年7月14日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石山 正彦
4 破産債権の届出期間 令和8年8月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月6日午後2時10分
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当

をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所民事部

令和8年（フ）第417号

北九州市小倉南区守恒本町一丁目1番1号501
債務者 株式会社NAMITECH
代表者代表取締役 今浪 高久
1 決定年月日時 令和8年7月10日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 原田 美紀
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年9月15日午前11時

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第334号

静岡県駿河区小鹿1727番地フレグランス石川B201号
債務者 株式会社ほーむたうん
代表者代表取締役 池上 覚
1 決定年月日時 令和8年7月14日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加藤 萌樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月7日午前10時50分

静岡地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第668号

広島県廿日市市地御前218番16号
債務者 株式会社ELOS
代表者代表取締役 岩崎 竜三
1 決定年月日時 令和8年7月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石口 亜矢
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月9日午前11時30分

広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第725号

京都市下京区朱雀分木町80番地
債務者 有限会社丸喜田中商店
代表者取締役 大谷 啓子
1 決定年月日時 令和8年7月13日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 浜垣 真也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月14日午後1時45分

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第381号

岡山市北区錦町1番8号
債務者 有限会社アイ・ビー・オー・コーポレーション
代表者取締役 大西 啓司

1 決定年月日時 令和8年7月13日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 池田 曜生
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月14日午前11時20分

岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第441号

熊本県上天草市大矢野町上7686番地
債務者 株式会社旅館せと平
代表者代表取締役 出口 佳代
1 決定年月日時 令和8年7月10日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 榎 崇文
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月15日午前10時

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第375号

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目3番地大宮マルイ7階
債務者 オゾンクリーン株式会社
代表者代表取締役 大畑真一郎
1 決定年月日時 令和8年7月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡本 毅
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月16日午前11時40分

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第401号

埼玉県三郷市彦野一丁目59番地2MMハイツBー6
債務者 有限会社二本松工業
代表者取締役 齋藤 茂樹
1 決定年月日時 令和8年7月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 富永 大右
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月16日午後1時30分

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第635号

堺市美原区木材通1丁目9番10号
債務者 株式会社A I 企画
代表者代表取締役 伊藤 隆一
1 決定年月日時 令和8年7月13日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 知識 利紘
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年10月20日午前11時

大阪地方裁判所堺支部破産係